



※本アラートは、英文アラートの翻訳版です。  
日本語訳と[原文](#)（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## Global Investment and Innovation

### Incentives (Gi3) Alert

#### BOI 通達に基づくタイ投資奨励施策に関する最新情報

##### はじめに

プレスリリース No.140/2563 (Or.59)を受けて、タイ投資委員会（以下「BOI」）は、省エネルギー、機械のアップグレードと交換、研究開発（R&D）と技術者の設計、サステナビリティの国際基準へのアップグレードといった 4 つの側面から生産性の向上を促進するため、BOI No.1/2564 を公表しました。BOI は、製造やサービスに用いる最新の機械やオートメーションシステムの使用を支援するため、グループ B の活動に対して追加の恩典を付与する BOI No.2/2564 を公表しました。

さらに、BOI は、BOI 通達 No.3/2564 に基づく電気自動車（EV）とその部品の製造のための新しい投資優遇パッケージを公表するとともに、BOI 通達 No.Sor 1/2564 に基づくタイを国際的な医療ハブ、地域の投資・貿易センターとして促進するための 4 つの新しい活動を追加しました。なお、上記の各施策の要件は異なる可能性がある点にご留意ください。

##### 恩典の享受者

BOI が求める投資額に応じた新たに推進されるプロジェクトへの投資に関心のある外国人投資家及び国内企業（大規模プロジェクト、中小企業を問わない）、又は BOI が現在推進しているプロジェクトのうち間もなく法人所得税の免税期間が満了となるプロジェクト。

##### 投資奨励施策の主な内容

###### 1. 生産性向上のための施策

対象となる施策への投資を奨励するために、BOI は、投資額の 50% 又は 100% を限度とする 3 年間の法人所得税（CIT）の免除及び機械類の輸入関税の免除という特別措置を公表しています。申請者は、少なくとも 100 万バーツ（土地の購入代金と運転資金を除く）、中小企業（SME）の場合には 50 万バーツをプロジェクトに投資した上で、BOI が定める事業奨励のための一般的及び特定の要件を遵守することが求められます。

生産性向上のための施策には、以下のようなものがあります。

- 省エネルギー、代替エネルギーの利用、又は環境負荷の低減
- 機械のアップグレードと交換
- 研究開発とエンジニアリング
- サステナビリティの国際基準へのアップグレード

恩典の内容と申請書の提出期限は、以下のようにまとめることができます。

恩典の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産性向上の種類に応じ、投資額（土地購入代金及び運転資金を除く）の 50% 又は 100% を限度とする 3 年間の法人税の免除</li> <li>● 機械類の輸入関税の免除</li> </ul>
申請書の提出期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資奨励のための提出期限は、2022 年の最終営業日</li> <li>● 実施計画書の完成は、投資奨励証明書の発行日から 3 年以内の日</li> </ul>

## 2. 最新の機械やオートメーションシステムの使用に対する追加恩典

BOI は、事業者が製造業やサービス業に最新の機械を使用すること及びオートメーション化やロボティクス化されたシステムを導入することを奨励するため、BOI が現在推進しているプロジェクトのうち、グループ B（BOI が明確に除外するものを除く）の恩典が付与されているプロジェクトにつき、以下の要件を充足する場合に限り、追加の法人税免除の対象とすることを公表しました。

要件	恩典の内容
製造業やサービス業におけるオートメーション化やロボティクス化の導入	投資額（土地購入代金及び運転資金を除く）の 50% を限度とする 3 年間の法人税免除
現地でのオートメーション産業に関連又は支援するオートメーションシステムへの一定のプロジェクトで使用される機械の総コストの 30% 相当額以上の投資	投資額（土地購入代金及び運転資金を除く）の 100% を限度とする 3 年間の法人税免除

投資奨励に係る申請書の提出期限は、2022 年度の最終営業日まで可能です。

## 3. 電気自動車の生産に係る新しい投資優遇パッケージ

BOI は、一定の投資要件を満たすことを要件として、該当する投資家に法人税の免除を与える電気自動車、部品、機器の製造に関する投資優遇パッケージを承

認しました。この投資優遇パッケージは、以下にまとめられた恩典や要件を含み、電気自動車、部品、機器の製造に関する包括的な範囲を含むものです。

	奨励事業 (電気自動車の生産に係る 新しい投資優遇パッケージ)	法人税の 免除期間	追加恩典の要件
1.	四輪のバッテリー式電気自動車 (BEV)、プラグインハイブリッド式電気自動車 (PHEV)、ハイブリッド式電気自動車 (HEV)		
	1.1. 投資額 50 億パーツ以上の BEV 及びその部品の生産 (メーカーとサプライヤーの協働「パッケージ」プラン)	8 年	研究開発への投資
	1.2. 投資額 50 億パーツ以上の PHEV とその主要部品の生産 (メーカーとサプライヤーの協働「パッケージ」プラン)	3 年	-
	1.3. 投資額が50億パーツ未満の BEV 又は PHEV とその主要部品の生産 (メーカーとサプライヤーの協働「パッケージ」プラン)	3 年	BEV に係るその他の要件を満たす場合に限る
2.	バッテリーを搭載した電動の二輪車、三輪車、バス及びトラック	3 年	その他の要件を満たしている場合に限る
3.	バッテリー、トラクションモーターなどの電気自動車の部品及び機器 (BOI が指定するリストに掲載されているものに限る)	部品や機器の種類により 5 年から 8 年	その他の要件を満たしている場合に限る
4.	船舶の建造・修理	8 年	-
5.	高エネルギー密度貯蔵機器	ストレージ機器の種類により 5 年から 8 年	追加での輸入関税の減免

四輪の BEV 生産の投資プロジェクトで、50 億パーツ以上が研究開発に投資された場合、追加恩典が適用されます。投資額が 50 億パーツ未満の BEV 生産が追加の法人税免除の恩典を受けるためには、その他の要件として、2022 年までに生産を開始すること、EV 生産日から 3 年以内に基本的なものに加えて重要な部品を生産すること、EV 生産日又は研究開発への投資日から 3 年以内に年間最低 1 万ユニットを生産することが求められます。

また、二輪車、三輪車、バス、トラックの生産についても、2022 年までに生産を開始すること (二輪車のみ)、モジュール工程から始まる電気バッテリーを生産するこ

と、BOI 証明書発行日から 3 年以内にその他の重要な部品を生産すること、研究開発への投資などの要件を満たせば、法人税の免除が延長されます。

より魅力的な投資優遇パッケージを提供するために、BOI は、電気自動車用バッテリーや高エネルギー密度貯蔵機器の製造に必要となる主要原材料のうち、セルやモジュールの製造工程において現地で入手できないものについては、2 年間にわたり輸入関税を 90% 減免する追加恩典を付与します。

#### 4. BOI が奨励する新たな事業

BOI は、税務恩典・非税務恩典を付与することで奨励する 4 つの活動を有しております。この 4 つの活動とは、以下のとおりです。

- 高齢者用の病院
- 高齢者又は要介護者のためのケアセンター
- 臨床研究、すなわち、開発業務受託機関（CRO）及び臨床研究センター（CRC）
- 国際調達事務所（IPO）

これらの恩典の適用を受けるためには、BOI が設定する一般的な要件だけでなく、各活動が求める特定の要件も充足しなければならないことにご留意ください。上述された各恩典は、以下に要約されるように幅広い恩典を有しています。

奨励事業		法人税の免除期間	要件
1.	高齢者用の病院	5 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>● BOI が規定する業務範囲を有すること</li> <li>● 50 床以上の収容力を有すること</li> </ul>
2.	高齢者又は要介護者のためのケアセンター	3 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>● BOI が規定する業務範囲を有すること</li> <li>● 50 床以上の収容力を有すること</li> <li>● タイ人株主が資本金の 51 % 以上を保有すること</li> </ul>
3.	臨床研究		
	3.1 CRO 3.2 CRC	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 8 年間、但し投資額の制限なし</li> <li>● 研究開発又は関連する試験に使用するために輸入された物品に係る輸入関税の免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● BOI が規定する業務範囲に該当すること</li> <li>● 臨床研究に関連する職務に従事するタイ人従業員を新たに雇用するための最低支出額が年間 150 万バーツ以上であること、又は、100 万バーツを投資すること（土地の購入代金、運転資金及び車両の購入代金を除く）</li> </ul>

4.	IPO	法人税は免除されない	<ul style="list-style-type: none"> <li>• BOI が規定する業務範囲を有すること</li> <li>• 払込資本金が 1,000 万バーツ以上であること</li> <li>• 製造業で使用する原材料、部品、コンポーネントを調達し、国内で製造すること</li> </ul>
----	-----	------------	---

### 今後の対応

外国人投資家及び国内投資家の皆様におかれましては、BOI が付与する非税務及び税務特典を享受するため、BOI が奨励する活動を行っているか否か、貴社の事業及び投資の内容を今一度見直していただくことを強くご推奨致します。

お客様のビジネスや投資計画が既存又は新規の投資特典の対象となるか否か、デロイトの Gi3 専門家がアドバイスさせていただきます。私共では以下のようなサービスのご提供が可能です。

- 貴社のビジネス（活動）及び投資をレビューし、BOI による奨励活動の適格性を判断するためのフィージビリティ・スタディを実施
- BOI に提出する申請書の作成
- BOI 当局との連絡、及び BOI の承認を得るための申請書の支援フォローアップ
- 研修トレーニングを含む、ガイダンスと社内 BOI コンプライアンスの提供

より詳細な情報又はご支援が必要な場合には、ご遠慮なくデロイトの Gi3 専門家までお問い合わせください。

### 連絡先

- Thirapa Glinsukon, Partner, Business Tax | Global Investment and Innovation Incentives (Gi<sup>3</sup>)  
Tel: +66 (0) 2034 0159  
Email: [tglinsukon@deloitte.com](mailto:tglinsukon@deloitte.com)
- Nont Nijanantra, Manager, Global Investment and Innovation Incentives (Gi<sup>3</sup>)  
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext. 12967  
Email: [nnijanantra@deloitte.com](mailto:nnijanantra@deloitte.com)

Get in touch

Get in touch



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

#### **About Deloitte Thailand**

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2021 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.